

安八町ふるさと寄附金に伴う返礼品協力事業者募集要項

1 目的

2019 年 4 月から安八町に対するふるさと納税(寄附金) 寄附者への返礼品として地域資源及び生産者等の P R, 販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目指し, 安八町へ寄附された人への返礼品として商品やサービスを提供していただける法人, 団体又は個人事業者(以下「協力事業者」という。)を募集します。

2 応募条件

(1) 協力事業者について

次の条件をすべて満たすことが必要になります。

- ① 各種法規則, 条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- ② 原則, 本社(本店), 支社(支店), 事業所又は工場が町内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- ③ 町税等を滞納していないこと。
- ④ 代表者等が, 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)」第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 返礼品について

次の条件をすべて満たしている商品等を募集します。

- ① 安八町の魅力を発信し, 交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- ② 町内で生産, 製造, 加工又は販売されているもの, 町内の原材料を使用しているもの, 安八町に特に縁の深いもののいずれかに該当していること。
- ③ 品質及び数量の面において, 安定供給が見込めること。
- ④ 飲食物の場合は, 寄附者に商品到着後 5 日程度の賞味期限が保障されていること。
- ⑤ 食事券等サービスの場合は, 寄附者を記名したうえで, 原則有効期限が発行日から 1 年間以上あること。
- ⑥ 宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- ⑦ 平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された, 次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
- (ア) 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード, 商品券, 電子マネー・ポイント・マイル, 通信料金等)
- (イ) 資産性の高いもの(電気・電子機器, 家具, 貴金属, 宝飾品, 時計, カメラ, ゴルフ用品, 楽器, 自転車等)
- (ウ) 価格が高額なもの
- (エ) 寄附額に対し返礼割合が 3 割を超えるもの

(3) 返礼品の金額区分について

寄附金額に応じた区分により商品等を募集します。金額区分詳細は次のとおりとします。各区分における提供商品価格は寄附金額の3割以下とします。なお、返礼品の商品等の送料は別途安八町が負担します。

寄附金額商品価格（税込み）

10,000 円～14,999 円	3,000 円以下
15,000 円～19,999 円	4,500 円以下
20,000 円～24,999 円	6,000 円以下
25,000 円～29,999 円	7,500 円以下
30,000 円～39,999 円	9,000 円以下
40,000 円～49,999 円	12,000 円以下
50,000 円～69,999 円	15,000 円以下
70,000 円～99,999 円	21,000 円以下
100,000 円～149,999 円	30,000 円以下
150,000 円～199,999 円	45,000 円以下
200,000 円～249,999 円	60,000 円以下
250,000 円～299,999 円	75,000 円以下
300,000 円以上	90,000 円以下

(4) 協力事業者の特典等

- ① 広報あんぱち・安八町ホームページ等に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- ② 掲載に当たり、希望する事業者に対しては、インタビュー及び写真撮影により記事を構成し、ストーリー性がある発信が行えるようにします。
- ③ 商品の発送に当たって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

3 申請方法等

(1) 協力事業者の登録申込み

協力事業者の登録をする場合は、「安八町ふるさと寄附金返礼品協力事業者登録申込書兼変更届（第1号様式）」に、必要事項を記入して提出をお願いします。（別途町長が必要とする書類の提出について依頼があった場合には、当該書類の提出をお願いします。）

(2) 協力事業者の変更届

協力事業者の登録内容を変更する場合は、「安八町ふるさと寄附金返礼品協力事業者登録申込書兼変更届（第1号様式）」に、必要事項を記入して提出をお願いします。（別途町長が必要とする書類の提出について依頼があった場合には、当該書類の提出をお願いします。）

(3) 返礼品の登録申請

新規又は追加で返礼品の登録を申請する場合は、「安八町ふるさと寄附金返礼品登録申請書（第2号様式）」の提出をお願いします。

(4) 返礼品の変更申請

登録している返礼品の内容を変更する場合は、「安八町ふるさと寄附金返礼品変更申請書（第3号様式）」の提出をお願いします。

(5) 協力事業者の取りやめ等

協力事業者の取りやめ又は返礼品の提供の取りやめをする場合は、「安八町ふるさと寄附金返礼品等（協力事業者登録・提供）取りやめ報告書（第4号様式）」の提出をお願いします。

(6) 協力事業者・返礼品等の決定

申込内容等を総合的に判断して、協力事業者・返礼品等を決定し、その結果を市から申込者へ通知します。

4 その他留意事項

(1) 協力事業者は、安八町から提供れた寄附者の個人情報を「安八町個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。

(2) 最終的な返礼品の選考は安八町が行います。

(3) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 外部広報に当たっては、町が寄附者からの受注状況や広報元の依頼に基づいて適宜協力いただく商品を決めます。

(5) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について町へ必ずご報告ください。なお、品質等による保証や、クレーム対応については、町は一切の責任を負いません。

(7) 安八町は、協力事業者及び商品が本要項2に定める条件に適合しなくなったと認める場合、商品調達を中止することができます。

【問い合わせ及び申し込み先】

安八町役場総務課

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 161

TEL : 0584-64-7100 FAX : 0854-64-5014

Email : soumu@town.anpachi.lg.jp